

2023（令和5）年度 第1回栗東市人権擁護審議会 次第

日時：2023（令和5）年10月12日（木）

午前9時30分～

場所：栗東市危機管理センター 3階
大研修室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 栗東市人権擁護審議会委員の委嘱

4. 自己紹介

5. 会長及び副会長の選出

6. 協議事項

○2022（令和4）年度 栗東市人権擁護計画実施計画実績報告・課題及び評価
に対する意見交換

7. そ の 他

8. 閉 会

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日